



示談代行後の保険者による 保険料不払免責の主張の可否

弁護士 坂本 貴生

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

静岡地裁令和5年4月28日判決 令和4年(レ)第53号 損害賠償等請求控訴事件 判例時報2564号27頁

原審 清水簡裁令和4年7月5日判決 令和3年(ハ)第104号 損害賠償等請求事件 判例時報2564号31頁

1. 本件の争点¹⁾

本件は、X1(物損事故の被害者)が、Y(損害保険会社)に対し、主位的にYと株式会社A(加害自動車の所有者)との間に締結された自動車保険契約の約款上の直接請求権に基づく物的損害等の賠償金請求として、予備的にX1と被保険者(A及び加害自動車の運転手B)との間の示談契約の成立に伴う物的損害等の賠償金請求として、またはYが被保険者を代行して締結した示談契約についてYに代理権がなかったとしても民法117条1項(または類推適用)に基づく損害賠償請求として、11万円等の支払を求める事案である。

原審は、X1の主位的請求を認容したところ、Yがこれを不服として控訴した。本件では、Yとの間で自動車保険契約を締結したAが初回保険料の支払を怠っていたことから、本判決の主要な争点は、初回保険料未払いの状況で示談代行を行ったYが、X1からの直接請求につき、初回保険料が猶予期間内に支払われない場合の免責特約を主張することが信義則に反するかについてであり、本稿もこの点について取り上げることとする。

2. 事実の概要

(1) 本件事故の発生

- ① 株式会社Aが所有しその従業員であるBが運転する大型貨物自動車(以下「本件大型車」という。)は、令和元年9月25日午前8時頃、静岡県富士市《番地等略》先路上において、Bが前方左右を注視して進行すべき自動車運転上の注意義務を怠ったことにより、前方のX1

1) 本件裁判例の先行研究として、浅井弘章・銀行法務21No.910(2024年3月増刊号)41頁、小野寺千世・法律時報別冊私法判例リマークス69号54頁(2024年)及び三宅新・損害保険研究86巻4号149頁(2025年)がある。

(原告・被控訴人)が所有し運転する普通自動車(以下「X1車」という。)に追突した(以下「本件事故」という。)

- ② 本件事故により、X1には、X1車の修理費用46万3573円、代車費用13万2000円の合計59万5573円の物的損害が生じた。

(2) YとAとの間の自動車保険契約

- ① Y(被告・控訴人)とAは、令和元年8月7日付けで、保険契約者をA、保険の対象車両を本件大型車、保険期間を同月16日午後4時から令和2年8月16日午後4時までの1年間、保険料を毎月3万9700円(口座振替の方法による支払)、初回保険料の払込期日を令和元年9月末日まで、とする自動車保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結した。
- ② 本件保険契約の普通保険約款対物賠償責任条項第7条(1)①には、Yは、被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者がYと解決条件について合意している場合、Yが被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の同意を得て、被保険者のために示談等を行う旨規定されている。
- ③ また、前記対物賠償責任条項第8条(1)には、対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合には、損害賠償請求権者は、Yが被保険者に対して支払責任を負う限度において、Yに対して損害賠償額(被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から①被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額又は②保険証券に免責金額の記載がある場合はその免責額のいずれか高い額を控除した額)の支払を請求することができる旨規定されている。
- ④ さらに、本件保険契約の普通保険約款基本条項第2条(2)には、保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合には、Yは、保険の始期日から保険料領収までの間に発生した事故による損害に対して保険金を支払わない旨規定されている。そして、本件保険契約の初回保険料口座振替特約第3条(2)から(4)までには、保険契約者が初回保険料の払込期日の属する月の翌月末日まで保険料不払による免責を猶予すると規定されている。ただし、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意及び重大な過失がなかった場合には初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末日までに保険料不払による免責を猶予すると規定されている(以下、併せて「本件不払特約」という。)²⁾。
- ⑤ Aは、Yに対し、本件保険契約の初回保険料の払込期日である令和元年9月末日から同年11月末日までの間に、本件保険契約の初回保険料3万9700円を支払わなかった。

(3) Yによる示談代行

Yの担当者は、本件保険契約の普通保険約款対物賠償責任条項第7条(1)①に基づき、A及びB(以下、「Aら」という。)を代理して本件事故に関する示談交渉を代行し、X1に対し、令和元

2) 領収前免責条項と猶予条項との関係について説明がされていないものの、同社(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)の約款では、分割保険料を口座振替にて支払う旨の合意があるときには、猶予条項が適用され、領収前免責条項が適用されることはない(三宅・前掲151頁参照)。本件では領収前免責条項の適用ない。

年11月11日、Aとの間でAがX1に対しX1車の修理費用を支払うことをもって示談とする旨電話で話して、X1がそれを了承したことを確認した上、AらがX1に対する損害賠償金として57万5573円を支払う等と記載された同月13日付け「物損事故解決内容のご案内」と題する書面を送付した。X1とAらとの間において、同月11日に上記の内容の本件示談契約が成立した。なお、原審の事実認定によれば、X1の車両はYの指定工場で修理が完了し、納車となり、Y担当者がその仕上がりを確認したことを知らせるため、令和元年11月11日、X1に電話連絡を入れた模様である。

(4) X1による修理費用及び代車費用の支払い

X1は、X1がX2株式会社（以下「X2」という。）との間で締結していた損害保険契約のうち車両保険及び代車費用特約を利用し、X2が、令和2年4月2日、X1車を修理したC株式会社に対し、修理費用として上記損害保険契約の約款による免責金額10万円を除く36万3573円を、代車を賃貸したD株式会社に対し、代車費用として13万2000円をそれぞれ支払った（X2は、原審においてYに対しこの金額を請求した。）。

(5) 本件事故について確定した判決

X1は、X1のYに対する本件請求とX1のBに対する不法行為に基づく損害賠償及びAに対する使用者責任に基づく損害賠償として、X1とX2との間の損害保険契約の約款による免責金額10万円及び弁護士費用1万円の合計11万円の連帯支払の請求とを併合して訴えを清水簡易裁判所に対して提起した。清水簡易裁判所は、X1のB及びAに対する請求に係る弁論を本件請求の弁論から分離した上、令和3年10月12日、X1のB及びAに対する請求につき、全部認容する旨判決し、同判決は、同年11月9日、確定した。

(6) 原審のX1のYに対する請求の判断

原審は、X1のYに対する請求につき、以下の理由で請求を認容した。

「本件自動車保険契約には、約款上、その3条3項により保険料領収前の事故については保険金を支払わないという特約³⁾が認められるところ、Aが本件事故日である令和元年9月25日までに保険料を支払っていないのであるから、・・・Yにおいて、本件事故に関して、特段の事由のない限り、本件自動車保険契約に基づく保険金支払義務がない。」「・・・しかしながら、・・・本件自動車保険契約の初回保険料を払い込むべき保険料の払込期日の属する月の末日は令和元年10月31日である⁴⁾から、Yが示談の電話連絡をしてきた同年11月11日の時点では、Yとしては、保険料未払の事実の調査が容易に可能であったといえる。」「加えて、損害賠償に関して専門的な知識を有する国内でも有数の損害保険会社であるYが、X1に対し、積極的に示談の話を持ち掛けて、口頭での示談の合意をさせて、ハガキまで送付している一方、Aの保険料の支払の有無につ

3) 猶予条項3条(3)は、領収前免責ではなく、猶予期限までに保険料を支払わなかった場合に保険料領収までの保険事故に保険金を支払わない規定であるにもかかわらず、保険事故までに保険料を支払っていないことをもって免責している点は誤りである（三宅・前掲153頁参照）。原審は、領収前免責条項と猶予条項の混同があるのではないかと思われる。

4) 保険料の「払込期日の属する月」ではなく、「払込期日の属する翌月」の誤りである（三宅・前掲153頁参照）。

いて知る由もなく、保険料の支払の賠償に関して特に知識があるともいえない X1 において、保険金が支払われ、損害の填補がなされるとの強い期待をもったとしても無理からぬものがある。」「以上の経緯によれば、少なくとも、X1 との関係においては、Y が上記の保険料領収前の事故については保険金を支払わないという特約を主張するのは信義則に反し、許されず、その点で特段の事由が X1 にはあるというべきである。」（なお、X2 の請求は、Y の信義則違反が認められないとして棄却された。）。

(7) 控訴審における争点に関する主張

Y は、本件請求認容判決について控訴した。控訴において、本稿で扱う争点に関する X1 の主張及び Y の主張は以下の通りである。

① X1 の主張

Y は、初回保険料の払込期日である令和元年 10 月末日以降、A らを代理して X1 との間の示談交渉を代行していたところ、X1 に対し、初回保険料の不払の事実及びその蓋然性を伝えなかったこと等からすると、本件不払特約を主張することは信義則に反して許されない。

② Y の主張

争う。

A は、本件不払特約による支払期限である令和元年 11 月末日までに初回保険料を支払う可能性があったから、Y が同日までに X1 との間で A らを代理して示談交渉を代行していたことは相当である。また、Y は、X1 に対し、初回保険料の不払の事実及びその蓋然性を伝える義務を負っていない。

3. 判旨（原判決を取消し、X1 の請求を棄却（確定））

(1) 支払拒絶の可否

「X1 の主位的請求は、X1 が、Y に対し、本件保険契約の普通保険約款対物賠償責任条項第 8 条（1）に基づく直接請求権として、本件事故による物的損害等の賠償金 11 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるものであるところ、上記直接請求権は、Y が被保険者に対して支払責任を負う限度において行使することができる・・・。」

「・・・しかしながら、・・・本件保険契約の保険契約者である A は、Y に対し、初回保険料 3 万 9700 円をその払込期日の属する月の翌々月末日である令和元年 11 月末日までに支払っていない。そうすると、Y は、本件不払特約により、被保険者である A に対し、初回保険料領収前に発生した本件事故による損害についての保険金の支払責任を負わないと認められる。」「したがって、Y は、X1 に対し、Y の本件保険契約に基づく本件事故による物的損害等の賠償金請求を拒絶できる。」

(2) Y が本件不払特約の主張をすることが信義則に反するか

「X1 と A らとの間において、[令和元年]同月[11 月]11 日・・・本件示談契約が成立したと認められる。」とした上で、「Y は、初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末日である令和元年 11 月末日までは、保険契約者である A から初回保険料の払込みがなされて保険金の支払責任を負うことを前提に示談交渉等を代行せざるを得ず、また、初回保険料 3 万 9700 円が本件事故の損害賠償額 57 万 5573 円あるいは本件保険契約に基づく保険金 46 万 3573 円に比べて極め

て低額であって、A にとって初回保険料を払い込むことで損害賠償の負担が相当程度軽減できることからすると、A が初回保険料を払い込まないことによって保険金を支払わないことになるという事態を想定することは非常に困難であったといえる。他方、・・・本件保険契約の普通保険約款対物賠償責任条項第 7 条 (1) ①に基づき、Y が X1 と A との間の示談交渉を代行したことにより、X1 が X1 に対して損害賠償義務を負っている A からではなく、Y から本件事故の損害賠償金の支払を受けられると期待したとしても、それはあくまで本件保険契約の存在を前提とする事実上のものにとどまるといわざるを得ない。また、Y が、同日までに、X1 に対し、Y と A との間の事情である A からの初回保険料の払込みに関する不確定な事実関係を説明すべき義務があるとはいえない。」「・・・したがって、Y が本件不払特約の主張をすることが信義則に反するとはいえない。」

4. 評釈（結論及び理由に反対）

(1) はじめに

本件は、保険者が第 1 回保険料の支払いがない状態で被害者と示談したことにつき、主に、不払免責条項を被害者との関係で主張することが信義則に反するか否かが争われた事案である。

現在の主な保険会社が採用している第 1 回保険料の支払いに関する規律、示談代行の意義と直接請求権の導入経緯及び先行裁判例を確認したうえで、本件裁判例につき、原審との対比を見つ、検討することとする。

(2) 初回保険料に関する規律

伝統的に損害保険の実務では、保険期間は 1 年とされ、保険料も一時払で、現金により保険者の責任開始前に支払われることを原則とし、この原則を確実にするために、約款において保険者は保険料領収前に発生した保険事故による損害をてん補しない旨を規定していた（領収前免責条項）。しかし、口座振替やクレジットカードなどのキャッシュレスの支払いが一般化する中で、初回保険料の支払に関しても、領収前免責条項を適用せず、継続保険料と同様の猶予期間を認める定めがなされるようになってきている⁵⁾。

現在の自動車保険約款では、継続保険料と同様、初回保険料についても猶予期間が設けられるのが通例であり、猶予期間内に保険事故が発生し保険金の支払いを請求する場合には既に払込期日が到来していた保険料を支払うことを要するとしている。これは、猶予期間内は保険保護の提供をする代わりに保険料の支払いを要するものとしている趣旨である⁶⁾。

本件の Y（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）の約款も、同様であり、保険契約締結時に保険料の支払を口座振替にするという合意があれば、猶予条項が適用され、猶予条項に則って保険料が支払われれば領収前免責条項が適用されない旨が規定されている。

その猶予条項の内容は、初回保険料の支払期日は保険期間の初日の属する翌月の払込期日であり、初回保険料の振込期日の属する翌月末日まで不払による免責を猶予し（第 1 猶予期限）、ただ

5) 山下友信・保険法（下）11 頁（2022 年・有斐閣）参照。

6) 山下・前掲 14 頁参照。

し不払に故意・重過失がない場合には翌々月末日まで猶予する（第2猶予期限）というものである⁷⁾。他の大手損害保険会社においても同様に規定されている⁸⁾。

第2猶予期限の故意・重過失がどのような場合に該当するかについては、裁判例も学説もなく、もっぱら解釈に委ねられるものの⁹⁾、初回保険料であり、契約時に支払い時期につき説明がなされるのが通例であり、初回保険料の期日に支払われなければ、保険代理店を通じて確認がなされ契約者に連絡がとられる等の措置がとられるのが通常¹⁰⁾であり、例外規定であることからすれば、大規模自然災害等のような例外的な場面にしか適用場面がないのではないかと考えられる¹¹⁾。

(3) 示談代行と直接請求権の関係

示談代行とは、責任保険において保険担保の対象となるべき事故が生じた場合に、被保険者（加害者）に代わって保険者自らが被害者と、損害賠償額の確定を目的とする交渉などを行うことをいう。示談代行は、法律上の根拠があるわけではなく、責任保険の本質から当然に由来するものでもないので、示談代行が認められるためには、保険約款において規定される必要がある¹²⁾。自動車保険では、示談代行は、直接請求権とともに、対人賠償責任保険では1974年に導入され、対物賠償責任保険では、1982年に導入されている¹³⁾。

被保険者（加害者）にとって責任確定の過程は精神的にも経済的にも重圧であり、また賠償法及びその実務に精通しない一般人にとって、自ら適切な防護をなすことは困難でもある。そのため、保険者の防御権の行使の結果、被保険者（加害者）が自己の防御活動から解放される効果は、被保険者にとって極めて大きなメリットである¹⁴⁾。

7) 第1猶予期限、第2猶予期限という呼称は、三宅・前掲152頁に倣って使用した。

8) 本件事例（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）と後述裁判例の大阪地裁平成26年6月17日判決（保険者は三井住友海上火災保険株式会社）以外の損害保険ジャパン株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社の約款について確認したところ、保険料を分割払いで口座振替方式をとる場合、同様の約款構造であった。ただ、裁判例になっていない2社の約款では、第2猶予期限につき、「初回保険料の払い込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めたとき」と規定し、「当社が認めたとき」との要件も規定されている。

9) 三宅・前掲164参照。

10) 後述裁判例の大阪地裁平成26年6月17日判決では、自動車保険の第1回分割保険料の払込日に払込みがなかった後、保険者は保険料口座振替再請求のはがきを送付したこと、代理店を通じて保険契約者に連絡を取ろうとしたが取れなかったことなどが事実認定されている。

11) なお、立証責任につき、三宅・前掲165頁は、「保険者と保険契約者とが保険料不払による免責を争った場合には、原則は第1猶予期限が適用され、第2猶予期限はその効果を主張したい側が故意・重過失の不存在を立証すべき」とする。

12) 児玉康夫「示談代行の問題点」加藤一郎＝木宮高彦編・自動車事故の損害賠償と保険554頁（1991年・有斐閣）参照。

13) 東京海上日動火災保険株式会社編・損害保険の法務と実務【第2版】36・37頁（2016年・きんざい）参照。

14) 児玉・前掲560頁参照。

被害者にとっても、確実な賠償資力の裏付けのある保険会社と直接の交渉関係に立つことになり、賠償額が確定した場合、確定した額そのままの確実かつ迅速な支払いが確保されることから、示談代行制度は被害者にとって利益ともなるものである¹⁵⁾。

示談代行は、被保険者（加害者）にとっても、被害者にとってもメリットがある制度であるが、自動車保険約款に示談代行が導入される際に、問題となったのは、示談代行が弁護士法 72 条に違反するかの問題である。弁護士法 72 条は、弁護士以外のものが、「報酬を得る目的で」「業として」「他人の」「法律事務」を取り扱うことを禁止しているが、保険者が示談代行を行う上、とりわけ問題になったのは、他人性の問題である。この解決策として約款上導入されたのが、被害者の保険会社に対する直接請求権である¹⁶⁾。

示談代行と直接請求権とは別個独立の制度ではあるものの¹⁷⁾、自動車保険において、保険者が示談代行をすることは、直接請求権がともに導入されたことにより、保険者が被害者から請求を受ける当事者にもなることを意味するから、自らの業務になるのである。

示談代行と直接請求権が同時に約款上規定されることにより、加害者側の保険者が代理して、加害者と被害者との間に示談を成立させたケースでは、直接請求権も相まって、被害者は加害者にもその保険者にも損害賠償を請求できるという意味で、損害額を回復できることがより期待できることになる。

(4) 裁判例

本件同様、初回保険料の猶予期間中の物損事故の示談代行につき争われた裁判例として、大阪地判平成 26 年 6 月 17 日 D1 - Law 判例体系 28292824 がある。同事案は、第 1 猶予期限中に、保険者（三井住友海上火災保険株式会社）が被害者に対して示談を行うことを確認したものの、加害者の保険料不払を説明していなかった点につき、本件と同様である。しかし、本件とは異なり、示談契約の成立は認定されていない点で異なる。また、請求内容（訴訟物）では、被害者が、保険者に対して直接請求を行った点（契約構成）では同じであるが、保険者の説明義務違反による不法行為責任も追及した点では異なる。

請求内容の判断において当該裁判例は、前者につき、約款の文言通り、初回保険料不払免責規定により免責を認めた。不法行為責任については、示談を行うことの確認は、最終の払込期限が経過する前であって、加害者による第 1 回保険料の払込みがされるかどうかは確定されていない段階において、保険会社が、被害者に対して、加害者による振込みがないことを説明すべき信義則上の義務があることはできないとした。さらに、認定事実によれば、最終の払込期限に加害者による払込みがなかったことが確定した後、保険会社が被害者に対して電話でも書面でも通知し

15) 児玉・前掲 561 頁参照。

16) 児玉・前掲 562 頁、平田喜之＝水野貞「示談代行をめぐる問題」金沢ほか編・新種・自動車保険講座第 2 巻 自動車責任保険 245 頁（1976 年・日本評論社）、松代隆「任意保険の示談代行と交通事故紛争処理センター」（財）交通事故紛争処理センター編・交通事故損害賠償の新潮流―（財）交通事故紛争処理センター創立 30 周年記念論文集―3 頁（2004 年・ぎょうせい）等参照。

17) 児玉・前掲 563 頁は、「示談代行と直接請求権とは別個独立の制度であって、示談代行によって保険者が被保険者の代行者として被害者と交渉に入る法律関係と、被害者の直接請求権行使によって保険者が直接当事者（直接請求権の債務者）として被害者と対峙する法律関係とは、実際には並行することもあろうが、本来的には全く別異の法律関係である」とする。

たことが認められ、保険会社に何らかの説明義務違反があるということができないと判示し、不法行為責任を否定した。

当該裁判例では、第1回保険料の猶予期限内に示談が成立しておらず、示談代行の結果、直接請求権も行使できるという期待がないという意味で、本件裁判例と事案が異なるところ、本件とパラレルに考えられるものではないと思われる。

(5) 本件の検討

① 原審と控訴審の判断の理由付け

原審は、免責主張が信義則に反する理由として、(a) Yが示談の電話連絡をした時点では、保険料不払の事実の調査が容易に可能であったこと、(b) 損害賠償に関して専門的な知識を有する国内でも有数の損害保険会社であるYが、X1に対し、積極的に示談の話を持ち掛けて、口頭での示談の合意をさせて、ハガキまで送付している一方、Aの保険料の支払の有無について知る由もなく、保険料の支払の賠償に関して特に知識があるともいえないX1において、保険金が支払われ、損害の填補がなされるとの強い期待をもったとしてもおかしいこと、を挙げている。

これに対して、控訴審では、本件不払特約の主張をすることが信義則に反するとは言えないとする理由として、(ア) Yは、初回保険料の支払猶予期日までは、保険契約者であるAから初回保険料の払込みがなされて保険金の支払責任を負うことを前提に示談交渉等を代行せざるを得ないこと、(イ) 初回保険料が本件事故の損害賠償額あるいは本件保険契約に基づく保険金に比べて極めて低額であって、Aが初回保険料を払い込まないことによって保険金を支払わないことになるという事態を想定することは非常に困難であったと言えること、(ウ) 本件保険契約に基づき、YがX1とAとの示談交渉を代行したことにより、XがYから本件事故の損害賠償金の支払を受けられると期待したとしても、それはあくまで本件保険契約の存在を前提とする事実上のものにとどまるといわざるを得ないこと、(エ) Yが、払込猶予期日までにXに対し、YとAとの間の事情であるAからの初回払込みに関する不確定な事実関係を説明する義務はないことを挙げている。

② 第2猶予期間中の示談であること

本件では、控訴審での事実認定としては、令和元年11月11日に示談が成立しているとしている。示談を成立させた時点は、第2猶予期間である。なお、この点、控訴審でのX1の主張は、第1猶予期間経過後の示談を問題としているものの、審理されていない点は問題である¹⁸⁾。

Yは第2猶予期間に示談を成立させる義務まであったのだろうか。

Yは、保険代理店などを通じて、保険料が支払われていないか、容易に確認できる状況にある(上記原審(a))。しかも、本件では、同11日の時点では、Aの保険料の不払が支払期限である9月末日から1カ月以上経過しているところであり、この間、代理店を通じて通知なども

18) 三宅・前掲163-4頁では、何ら理由を述べることなく、Yの主張に沿い11月末日が免責の基準となる点とする点を、審理が尽くされていないと指摘している。

していることが通常であることを考えれば¹⁹⁾、Aが11月末までに保険料を支払わないことを想定することが困難とは言えない（上記控訴審（イ）の理由は妥当しない。）。

示談交渉はYとしては保険契約上の義務ではある（上記（ア））。また、猶予期間の保険料不払につき、YがX1に説明義務まではない（上記（エ）は一般論としてはそうであろう。）。

しかし、交渉の義務であって、いつまでに示談を成立させなければならぬとの縛りはない。まして、第2猶予期限は、契約者が保険料の支払を怠ったことにつき、故意または重大な過失がなかったときに認められる例外な場面である。例外は、甚大な自然災害などのケースに限られるところ、保険者は容易に免責を想定できたと考えられる。

さらに、保険者は、示談代行を行うのは、単に代理に基づくだけでなく、直接請求を背景にして、「当事者」としての側面を有するからである。

保険者は、免責が想定される第2猶予期間に保険者が「当事者」として示談契約を締結したと考えれば、被害者が加害者の保険者に直接請求できると期待することは、単なる事実上の期待と考えるべきではないと思われる（上記（ウ）には賛同できない）。

以上の点からすれば、信義則違反を理由として、X1の請求が認容されるべきではないかと考える²⁰⁾。

(6) 最後に

現在の自動車保険では、弁護士特約が付帯しているのが一般的であり、本件のような物損事故における低廉な損害賠償請求においても、弁護士が同特約に基づき介入するケースが見られる²¹⁾。そのため、今後、同様の物損事故につき、第1回保険料の猶予期間中に示談を開始ないし示談を行ったケースにつき、同様の事例が出てくるのではないかと考えられる。例外的な第2猶予期限中の示談について、保険者には「当事者」性は通常認められず、将来的な紛争を回避するためには、慎重な対応を要するものと考えられる。

以上

19) 上述の大阪地裁平成25年6月17日判決では、上述の通り、代理店を通じ集金の連絡を何度も試みたことが事実認定されている。

20) 三宅・前掲162頁は、「本件の場合、保険者と被害者との間に何も契約関係がないため、信義則によって直接請求権を有効とすることは無理がある」とする。しかし、私見としては、保険者が、約款上、第三者に認めた直接請求権の存否に関する争いであり、猶予経過後の免責も同じ保険者の約款内の主張であることから、原審のような判断もありえないとまでは言えないのではないかと考える。

21) LAC基準が改訂され、報酬につき、経済的利益が0でない限り、報酬20万円が最低保証されることになったことも今後影響するのではないかと考えられる。